

【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—経済復活のための措置—

海外立法情報課 芦田 淳

* 2020年5月、新型コロナウイルス感染症による被害に対して行う経済的支援について定めた緊急法律命令が制定され、同年7月、当該命令は国会により改正を伴って承認された。

1 制定から国会の承認に至る経緯等

2020年5月19日緊急法律命令¹第34号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に関連した健康、労働及び経済に対する支援並びに社会政策に関する緊急措置」（全266か条。以下「34号命令」）²は、2020年3月17日緊急法律命令第18号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に関連した国民保健サービスの強化並びに家庭、労働者及び企業に対する経済的支援に係る措置」（以下「18号命令」）³と共に、新型コロナウイルス感染症による被害に対して行う経済的支援のための中心的な立法の一つである。

34号命令は、2020年5月19日に施行された後、2020年7月17日法律第77号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に関連した健康、労働及び経済に対する支援並びに社会政策に関する緊急措置に係る2020年5月19日緊急法律命令第34号の改正を伴う法律への転換」（以下「77号法」）⁴により承認された。同法は、34号命令の約7割の条を改めるとともに75か条を追加しており、改正を経た当該命令の規定は、同年7月19日に施行された。なお、77号法による改正は、34号命令の中に溶け込む形で行われている。

2 34号命令の概要

34号命令は、新型コロナウイルス感染症による企業、労働者、家庭等への経済的な悪影響を緩和するために大規模な対策を講じ、結果として2020年については550億ユーロ⁵の財政赤字をもたらすものとなっている（第265条）。改正後の構成は、第1部「保健及び安全」（第1条～第23条）、第2部「企業及び経済に対する支援」（第24条～第65条）、第3部「労働者のための措置」（第66条～第103条の2）、第4部「障害[者]⁶及び家庭のための規定並びに性的志向及び性同一性に基づく差別の被害者に係る支援措置」（第104条～第105条の4）、第5部「領域団体⁷及び領域団体の商業上の債務」（第106条～第118条の5）、第6部「租税

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年9月10日である。

¹ 緊急法律命令とは、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、国会の定める法律により承認されなければ失効する（憲法第77条第2項及び第3項）。

² D.L. 19 maggio 2020, n. 34, Misure urgenti in materia di salute, sostegno al lavoro e all'economia, nonché di politiche sociali connesse all'emergenza epidemiologica da COVID-19. 以下、法令に関してはイタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。

³ D.L. 17 marzo 2020, n. 18, Misure di potenziamento del Servizio sanitario nazionale e di sostegno economico per famiglie, lavoratori e imprese connesse all'emergenza epidemiologica da COVID-19. 当該命令の詳細に関しては、芦田淳「【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—家庭・労働者・企業に対する支援—」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.16-17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512841_po_02840105.pdf?contentNo=1> を参照。

⁴ L. 17 luglio 2020, n. 77, Conversione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 19 maggio 2020, n. 34, recante misure urgenti in materia di salute, sostegno al lavoro e all'economia, nonché di politiche sociali connesse all'emergenza epidemiologica da COVID-19.

⁵ 1ユーロは、約123円（令和2年9月分報告省令レート）である。

⁶ 以下、[] は筆者による補記である。

⁷ 領域団体とは、基本的にコムーネ（基礎的自治体）、県、大都市及び州（自治県を含む。）という地方自治体の総称である。また、州を除いた地方自治体を「地方団体」と総称する。

に係る措置」(第119条～第164条)、第7部「信用部門の預金保護についての規定」(第165条～第175条の2)、第8部「[各]部門に係る措置」(第176条～第266条)となっている。

3 34号命令の主な内容

(1) 企業及び経済に対する支援

代表的な支援策として、2019年の売上げが500万ユーロ以下で、かつ、2020年4月期の売上げが前年4月期と比較して3分の2未満になった企業等に対する助成を定めている(第25条)。助成は、2019年4月期と2020年4月期の売上げの差に10～20%の割合を乗じた額とする(同条)。また、2020年末まで、二酸化炭素排出量及び価格の面で所定の条件を満たす自動車を購入し、かつ、登録から10年を超えた自動車を廃車にすることに対して、従来の助成に加えて最高2,000ユーロの助成が設けられている(第44条)。さらに、電気自動車又はハイブリッド車を購入する場合の従来の助成を増額するなどしている(第44条の2)。

(2) 労働者のための措置

12歳以下の子を持つ親を対象とした特別休暇の取得可能期間を1か月延長して2020年8月末までとする(第72条)など、18号命令の一部改正を行うほか、新型コロナウイルス感染症によって経済的な困窮状態にある世帯に対して400～840ユーロを支給する(第82条)など、労働及び社会政策に関する緊急措置を設けている。

(3) 障害者及び家庭のための規定等

2020年6～9月に実施される3～16歳の者を対象とした教育・娯楽活動の推進のために資金を配分する(第105条)等の規定に加え、国会での改正により、貧困のため暴力から逃れられない女性が経済的な自立を介して暴力から逃れられるよう支援すること等を目的として、首相府に設けられた男女平等政策のための基金を増額する(第105条の2)等の規定が追加された。

(4) 領域団体についての措置

地方団体の基本的な権能の行使を保障するために、2020年は35億ユーロ⁸を計上する基金を内務省に設ける(第106条)等の規定に加え、国会での改正により、新型コロナウイルス感染症の被害が甚大なコムーネ(既に手当された一部のコムーネを除く。)を支援するために、2020年は4000万ユーロを計上する基金を同省に設ける(第112条の2)等の規定が追加された。

(5) 租税についての措置

代表的な措置として、2020年7月から18か月間、建物のエネルギー効率向上又は地震被害軽減を目的とした措置及び電気自動車の充電設備設置のための費用の110%まで税額控除を認めている(第119条)。

(6) 各部門についての措置

観光・文化、出版、社会資本・輸送、スポーツ、司法、農業・漁業、環境、教育、大学・研究、技術革新、南部支援、行政職員等の採用、通信、行政手続の簡素化等、多岐にわたる分野について措置が設けられている。例えば、観光については、2020年末まで、経済状態指数(ISEE)⁹の値が年額4万ユーロ以下の世帯を対象として、旅行会社等への支払のうち最高500ユーロの税額控除を認める(第176条)。また、輸送についての措置の中で、アリタリア航空の国有化のために30億ユーロの出資を定めている(第202条)。

⁸ 2020年8月14日緊急法律命令第104号第39条は、34号命令とは別に、この金額を16.7億ユーロ増額している。

⁹ 経済状態指数は、基本的に「(収入+資産×20%)÷世帯構成員別調整係数」という数式により算定される。詳細に関しては、宇佐見耕一ほか(編)『世界の社会福祉年鑑2014第14集』旬報社、2014、pp.153-155を参照。